別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市における住民基本台帳人口は令和５年２月１日現在、61,162 人（男 30,358 人、女 30,804 人）で平均年齢は 49.66 歳となっている。そのうち０歳から 14 歳までの年少人口は 6,491 人（10.6%）、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は 35,041 人（57.3%）、65 歳以上の老齢人口は 19,630 人（32.1%）となっている。年少人口の割合が低く、老齢人口の割合が高くなっており、少子高齢化が進んだ人口構造となっている。

本市における産業分類別の就業人口は令和２年国勢調査によると、令和２年 10 月１日現在、第１次産業が 643 人（2.1%）、第２次産業が 6,937 人（22.8%）、第３次産業が 22,861 人（75.1%）、となっており、第２次、第３次産業を合わせた就業人口の割合は 97.9%と非常に高くなっている。

また、産業大分類別にみた従業者数は平成 26 年経済センサス基礎調査によると 17,812 人で医療・福祉が 3,522 人（19.8%）、卸売業・小売業が 3,311 人（18.6%）、製造業が 3,103 人（17.4%）、宿泊業・飲食サービス業が 1,628 人（9.1%）、運輸業・郵便業が 1,473 人（8.3%）、建設業が 1,362 人（7.6%）の順となっている。

さらに、産業大分類別の事業所数は、平成 26 年経済センサス基礎調査によると 1,669 事業所であり、卸売業・小売業が 373 事業所（22.3%）、建設業が 230 事業所（13.8%）、宿泊業・飲食サービス業が 184 事業所（11.0%）、生活関連サービス業・娯楽業が 168 事業所（10.1%）、医療・福祉が 165 事業所（9.9%）、製造業が 152 事業所（9.1%）の順となっている。そして、従業者規模が 30 人以下の事業所は 1562 事業者（93.6%）となっており、小規模事業所の割合が非常に高いのが特徴となっている。

（２）目標

本市としては、中小企業等経営強化法第 49 条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内の生産性向上を図っていく。これを実現するための目標として、本市における先端設備等導入計画における認定件数は、生産性の大幅な向上を図る中小企業の設備投資を支援する「ものづくり・サービス補助金」の申請件数等を参考に年間３件と定める。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

本市の産業は、製造業や建設業などの第２次産業、卸売業・小売業やサービス業などの第３次産業の中小企業の割合が多い。これら中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本市の産業は、市内全域にわたって事業所が立地しているため、本計画の対象区域は、本市の全域を対象とする。

（２）対象業種・事業

本市の産業は、第２次産業・第３次産業ともに幅広い業種があるため、本計画の対象業種・事業は、全業種・事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の始期については、国の同意日から２年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は３年間、４年間または５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項は雇用の安定及び健全な地域経済の発展に配慮するため、以下の事項とする。

① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない
② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない
③ 太陽光発電設備等については、雇用の創出・産業集積に繋がらないため、先端設備等導入計画の認定の対象としない